



(仮称)大治砂子土地区画整理事業

まちづくりたより 第2号

目次

- ① ごあいさつ
- ② 第5回砂子まちづくり準備会報告
- ③ 町長への要望活動
- ④ 今後の予定

1. ごあいさつ

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。日頃は、「(仮称)大治砂子土地区画整理事業砂子まちづくり準備会」の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年度は、地権者全体説明会を実施し、仮同意書の収集、土地利用意向調査を実施いたしました。多くの方に回答を頂き、誠にありがとうございました。

砂子まちづくり準備会では、引き続き土地区画整理事業の検討を進めてまいります。検討内容等については、「地権者全体説明会」や「たより」を発行し、情報を発信していきます。

2. 第5回砂子まちづくり準備会報告

■実施日 : 令和8年6月27日(土) 19:00~21:00

■場所 : 砂子消防団詰所

■内容 : ① 土地区画整理事業について
② 質疑応答

■参加人数 : 20名(地元地権者13名、議員2名、大治町職員5名)

① 土地区画整理事業について

- ・施行区域検討について、土地区画整理法施行規則(原則)や国交省の土地区画整理事業運用指針の記載内容をもとに前提条件の整理を行い、今後の検討課題について確認しました。
- ・土地区画整理組合の運営における負担やリスクを軽減する手法である、「業務代行方式」の採用検討を行うため、勉強会を行いました。
- ・土地区画整理組合の組織体制や各役員の役割と仕事について勉強をしました。

2. 第5回砂子まちづくり準備会報告（続き）

② 質疑応答

・土地区画整理組合の設立はいつ頃になるか。

⇒今後、計画協議・区画整理設計・事業計画書の作成・本同意書の収集・事業認可等、様々な過程をへて組合を設立していくことになるため、まだ数年かかります。全体説明会ではおおよそ10年とお伝えしましたが、愛知県や名古屋市等の関係機関との調整も必要となるため、正確な年数は未定でございます。＜大治町＞

・農地は残すのか。また、残す場合はどの程度残すかは決まっているのか。

⇒現時点で農地を残すかとどの程度の農地を残すかは決まっています。一般的には農地を残す事例は少ないが、地権者様から農地の残地希望があるということは認識して、検討をしていく必要があると考えております。＜大治町＞

・稲屋の交差点付近の道路整備について、名古屋市との協議はどの程度進んでいるのか。

⇒行政間の話については地元地権者がしっかりとした計画を決めてから協議をしないといけないと考えている。そのために今後も区域について検討をしていきたい。＜会長＞

⇒名古屋市には、砂子土地で土地区画整理事業を行う上で、稲屋の交差点からの進入部分を区域に入れずに事業を行うことは難しいということは伝えております。しかし、道路整備についての決定までには至っていない状況であるため、今後も検討を重ねていく必要があります。＜大治町＞

3. 町長への要望活動

砂子土地区画整理事業の円滑な推進のために、町長へ要望活動を行いました。



4. 今後の予定

令和8年度は下記の項目を予定しております。

事業区域の検討

●引き続き土地区画整理事業の事業区域に関して検討を行います。

発起人会結成・技術援助申請

●発起人会の結成を行います。町から技術的な援助を受けるため、技術援助申請を行います。

※今後予定は、事業の進捗状況により変更となる可能性があります。

< 問合せ先 >

大治町建設部都市整備課（都市計画係） 受付時間：平日9:00-17:00

TEL：052-444-2711（代表）（内線132）

